

日本学校心理士会大会発表倫理規定

1. 人権の尊重

- ☐ 発表者は、調査や面接などに先立ち研究協力者からインフォームド・コンセントを書面で得なければならない。
- ☐ 発表者は、調査や面接などでデセプション（虚偽）の方法を用いる場合、それが研究協力者に負の影響を与えないことを確認した後、研究を実施し、調査や面接の終了後にデセプションを用いた理由を説明しなければならない。

2. 個人情報の秘密保護の厳守

- ☐ 発表者は、得られた研究協力者の個人的な資料を厳重に保管し、秘密の保護に責任をもつ。同意を得た本来の目的以外には使用してはならない。

3. 発表に伴う責任

- ☐ 発表者は、発表のもたらす人道的・社会的意義に十分に配慮し、専門家としての責任を十分自覚して発表しなければならない。
- ☐ 発表者は、プライバシーに関する責任をもつ。個人のプライバシーを侵害してはならない。
- ☐ 発表者は、共同研究者の権利に配慮して連名の承諾を得なければならない。すべての共同研究者は、研究に積極的にかかわり、そのもたらす結果について共同の責任をもつ。
- ☐ 発表者は、研究のために用いた資料等について、著作権に配慮し出典を明記する。また、差別的な用語や不適切な表現のないように留意しなければならない。

4. 研鑽の義務と倫理の遵守

- ☐ 発表者は、本倫理規定を十分に理解し、遵守するための研鑽の機会をもつように努めなければならない。また、すべての発表者は、学校心理学の研究および実践活動において、本倫理規定を十分に理解し、遵守する。